

電子記録債権（一括ファクタリング用）利用規約新旧対照表

(変更箇所下線部)

現行	変更後
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 前項のほか、本規約において使用する用語は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①（省略）</p> <p>②「参加金融機関」とは、法第58条第1項に定める主務大臣の承認を受けて業務規程第4条第1項各号に掲げる記録機関の業務のすべてを受託し、その中で、自らは(a)利用者の反社会的勢力の排除に関連する業務、(b)支払企業及び譲受金融機関となる利用者の管理に関する業務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」といいます。）に基づく<u>本人確認業務</u>を含みます。）、(c)記録機関による電子債権記録業の遂行に必要なシステムの保守・点検・障害対応等の業務を行い、その余の業務は記録機関の承認を受けて間接参加金融機関に再委託した、株式会社三井住友銀行をいいます。</p> <p>③「間接参加金融機関」とは、法第58条第1項に定める主務大臣の承認を受けて参加金融機関が受託した記録機関の業務のうち、仕入先となる利用者の管理に関する業務（犯収法に基づく<u>本人確認業務</u>を含みます。）、その他参加金融機関が自ら行う業務としたもの以外の業務について、記録機関の承認を受けて受託したグローバルファクタリング株式会社その他記録機関が承認した者をいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 前項のほか、本規約において使用する用語は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①（省略）</p> <p>②「参加金融機関」とは、法第58条第1項に定める主務大臣の承認を受けて業務規程第4条第1項各号に掲げる記録機関の業務のすべてを受託し、その中で、自らは(a)利用者の反社会的勢力の排除に関連する業務、(b)支払企業及び譲受金融機関となる利用者の管理に関する業務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」といいます。）に基づく<u>取引時確認業務</u>を含みます。）、(c)記録機関による電子債権記録業の遂行に必要なシステムの保守・点検・障害対応等の業務を行い、その余の業務は記録機関の承認を受けて間接参加金融機関に再委託した、株式会社三井住友銀行をいいます。</p> <p>③「間接参加金融機関」とは、法第58条第1項に定める主務大臣の承認を受けて参加金融機関が受託した記録機関の業務のうち、仕入先となる利用者の管理に関する業務（犯収法に基づく<u>取引時確認業務</u>を含みます。）、その他参加金融機関が自ら行う業務としたもの以外の業務について、記録機関の承認を受けて受託したグローバルファクタリング株式会社その他記録機関が承認した者をいいます。</p>

④～⑧（省略）	④～⑧（省略）
第3条（利用者の要件）	第3条（利用者の要件）
①～③（省略）	①～③（省略）
	<p>④利用者<u>が次条に定める表明・確約に違反していないこと。</u></p> <p><u>第3条の2（反社会的勢力の排除）</u></p> <p>1. 利用者は、利用契約成立時において、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をし、暴力団員等の資金獲得活動等に積極的に協力していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して<u>次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u></p>

	<p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて記録機関の信用を毀損し、又は記録機関の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 利用者は、暴力団員等若しくは本条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、記録機関からの請求によって、利用者は、記録機関に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。なお、第7条第2項に定める届出がなされないこと又はその他の事由によりこの請求が延着し又は到達しなかった場合には、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。</p> <p>4. 前項の規定の適用により、利用者に損害が生じた場合にも、利用者は記録機関に何らの請求をしないものとします。また、記録機関に損害が生じたときは、利用者がその責任を負うものとします。</p>
<p>第6条（利用者登録の手続）</p> <p>1. 間接参加金融機関は、前条に従い利用申込者から本電子記録債権の利用申込みを受け付けた場合、参加金融機関へ記録機関所定の方法により連絡の上、利用申込者が仕入先の立場であった場合には犯収法に基づく本人確認を行い、その結果を記録機関に遅滞なく報告するものとします。</p> <p>2. 参加金融機関は、本条第1項の連絡を受けた場合、利用申込者が反社会的勢力に</p>	<p>第6条（利用者登録の手続）</p> <p>1. 間接参加金融機関は、前条に従い利用申込者から本電子記録債権の利用申込みを受け付けた場合、参加金融機関へ記録機関所定の方法により連絡の上、利用申込者が仕入先の立場であった場合には犯収法に基づく取引時確認を行い、その結果を記録機関に遅滞なく報告するものとします。</p> <p>2. 参加金融機関は、本条第1項の連絡を受けた場合、利用申込者が反社会的勢力に</p>

<p>該当するか否かの審査、並びに利用申込者が支払企業又は譲受金融機関の立場であった場合には犯収法に基づく<u>本人確認</u>を行い、それぞれその結果を記録機関及び間接参加金融機関に遅滞なく報告するものとしします。</p> <p>3. ～ 6. (省略)</p>	<p>該当するか否かの審査、並びに利用申込者が支払企業又は譲受金融機関の立場であった場合には犯収法に基づく<u>取引時確認</u>を行い、それぞれその結果を記録機関及び間接参加金融機関に遅滞なく報告するものとしします。</p> <p>3. ～ 6. (省略)</p>
--	---